資料3

令和2年7月豪雨に係る対応について

船員保険では、令和2年7月豪雨に伴う災害救助法適用市町村に居住していた被災者について、以下の措置を実施。

事項	内容	R2/7/4	R2/10/12	R2/12/31
医療機関等における一部負担金等の支払の免除	住宅の全半壊などの被害を受けた加入者の一部負担金等について、医療機関等の窓口での支払の免除を令和2年12月31日まで延長する。			
疾病任意継続保険料の納付猶予	被保険者からの申出に基づき、令和2年7月分（納付期限7月10日）、8月分（納付期限8月11日）、9月分（納付期限9月10日）の保険料の納付を令和2年10月12日まで猶予する。			

■　令和2年7月豪雨における災害救助法適用市町村（※令和2年7月29日時点）

山形県	山形市、米沢市、鶴岡市、酒田市、新庄市、寒河江市、上山市、村山市、長井市、天童市、東根市、尾花沢市、南陽市、東村山郡山辺町、東村山郡中山町、西村山郡河北町、西村山郡西川町、西村山郡朝日町、最上郡舟形町、最上郡大蔵村、最上郡戸沢村、東置賜郡高畠町、東置賜郡川西町、西置賜郡小国町、西置賜郡白鷹町、西置賜郡飯豊町、東田川郡三川町、東田川郡庄内町、西村山郡大江町、北村山郡大石田町、最上郡最上町
長野県	松本市、飯田市、伊那市、安曇野市、上伊那郡宮田村、下伊那郡阿南町、下伊那郡阿智村、下伊那郡下條村、下伊那郡売木村、木曽郡上松町、木曽郡南木曽町、木曽郡王滝村、木曽郡大桑村、木曽郡木曽町
岐阜県	高山市、中津川市、恵那市、飛騨市、郡上市、下呂市
島根県	江津市
福岡県	大牟田市、八女市、みやま市、久留米市
佐賀県	鹿島市
熊本県	八代市、人吉市、水俣市、上天草市、天草市、葦北郡芦北町、葦北郡津奈木町、球磨郡錦町、球磨郡多良木町、球磨郡湯前町、球磨郡水上村、球磨郡相良村、球磨郡五木村、球磨郡山江村、球磨郡球磨村、球磨郡あさぎり町、荒尾市、玉名市、山鹿市、菊池市、玉名郡玉東町、玉名郡南関町、玉名郡長洲町、玉名郡和水町、阿蘇郡南小国町、阿蘇郡小国町
大分県	日田市、由布市、玖珠郡九重町、玖珠郡玖珠町
鹿児島県	阿久根市、出水市、伊佐市、出水郡長島町、鹿屋市、曽於市 、志布志市 、垂水市、薩摩川内市、いちき串木野市、曽於郡大崎町

（出典：内閣府防災情報のページ公表資料）